

## 工事实績情報システム（コリンズ）に関する特記仕様書

### 第1条 適用範囲

本工事は、契約書、西予市発注工事共通仕様書及び、その他の特記仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき実施しなければならない。

### 第2条 工事实績データの作成及び登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は完成検査後10日以内に、訂正時は適宜、（財）日本建設情報総合センター（以下、「JASIC」という。）に登録申請をしなければならない。

また、JASICが発行する「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。